

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市西淀川区中島二丁目9番27号

氏名 株式会社アクタス
代表取締役 裏山 裕子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾



許可の年月日 令和 4年10月 3日

許可の有効年月日 令和 9年10月 2日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を除く)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成14年10月 3日	新規許可、
平成19年10月 3日	更新許可、
平成24年10月 3日	更新許可、
平成29年10月 3日	更新許可、
平成30年 8月10日	変更許可(4品目追加(汚油酸ア))、
令和 3年 8月13日	変更届(代表者)、
令和 4年10月 3日	更新許可、
令和 4年11月30日	変更届(代表者)、
令和 5年 2月24日	変更届(代表者)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無